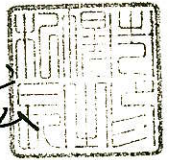


札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第22号

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

札幌市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条中「。）による」の次に「被保険者若しくは」を加え、同条第2号中「15歳」を「18歳」に改める。
- (2) 第3条中「（12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）」を削り、「次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に」を「初診時一部負担金として市長が」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第3条の改正規定及び附則第3項の規定は令和6年4月1日から、第2条の改正規定及び次項の規定は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、令和7年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条の規定は、令和6年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。